

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）10：29～11：05

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

中島 慶二 環境省自然環境局野生生物課長

松尾 浩司 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室係長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 鳥獣被害防止対策の強化

3 閉会

○藤原次長 それでは、続いてのテーマということでございますが、ちょっと趣旨を事務局のほうから御説明させていただきます。

6月24日に閣議決定されました改訂成長戦略、それから、6月17日に前回の特区の諮問会議におきましても、総理から御指示をいただいておりますけれども、国家戦略特区につきましては、新たに追加すべき規制改革事項を、このワーキンググループ、それから諮問会議で検討した上で、法改正を要するものにつきましては、次の臨時国会で戦略特区法の法改正によりまして対応する。

また、法改正を要しないものにつきましても、必要な制度改正を行い、遅くとも年内に実施することになっております。

こういった中で、八田座長のほうからも御指示をいただきまして、改訂成長戦略に記載された事項や、6月から7月にかけて、4つの戦略特区の地域で開催しました区域会議で挙げられた事項を中心に、関係省庁からのヒアリングということを行ってまいりたいと思

っております。

この鳥獣被害防止対策の強化ということでございますが、担当省庁として、環境省の皆さんにおいていただいておりますが、この項目につきましては、7月28日に行われました、養父市の区域会議においても、区域計画の素案というところに記載された事項となっております。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

時間は40分ということでございますが、最初に環境省より20分程度御説明をいただきまして、その後、意見交換ということにさせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本日は、早朝からお越しいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、今、御説明がありましたように、養父市からの提案がありました、鳥獣保護に関する問題について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中島課長 環境省野生生物課長でございます。よろしくお願ひいたします。

養父市からの御提案の内容でございますけれども、農業、林業に甚大な被害を及ぼしているシカ、イノシシについて、県知事による有害鳥獣捕獲許可がない場合でも、狩猟期間外に、わな猟に限定して捕獲を可能とすることを検討するということでございます。

まず、鳥獣保護法のもともとの仕組みがどういうふうになっているかということを最初に御説明をさせていただきたいと思います。

1枚目の紙でございますけれども、基本的には、都道府県による自治事務がメインの法律でございまして、国は鳥獣保護事業計画の基本指針、ガイドラインを示して、それを基に都道府県のほうで鳥獣保護事業計画というものをつくって、それが、それぞれの県の中の鳥獣保護あるいは管理の根幹となる計画というものになっております。

具体的に、被害が生じる鳥獣を捕まえる行為につきましては、鳥獣保護法の中では、基本的には、何かしらの手続が必要になっておりまして、1つは、狩猟という形で捕まえると。もう一つが、有害鳥獣捕獲という形で捕まると、この2つになっております。

それぞれ都道府県のほうで、狩猟の免許の関係であるとか、あるいは有害捕獲許可の事務については、原則的には都道府県のほうでやっているということでございます。

ただし、鳥獣被害防止特別措置法という紙があると思いますけれども、市町村が鳥獣被害に関して被害防止計画を策定した場合には、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のための鳥獣保護法の捕獲許可の権限を行使できるということが定められておりまして、また、県によりましては、地方自治法上の規定に基づいて、県が持っております有害鳥獣捕獲許可の権限を市町村に下ろしているという場合が、最近では多くなっているということでございます。

狩猟と有害鳥獣捕獲の違いというのが、1つ戻って、2枚目の紙でございますけれども、鳥獣保護法上、狩猟で捕る場合あるいは許可捕獲で捕る場合を除いて、野生鳥獣の捕獲は原則禁止されております。

それらの有害捕獲、それから、個体数調整のための捕獲あるいは学術研究等の捕獲など、

幾つかの目的で捕獲ができることになっておりますけれども、これらは原則として都道府県知事の許可が必要ということでございます。

狩猟と言いますのは、定められた種類の鳥獣が狩猟鳥獣になっておりまして、これを定められた猟法で、かつ定められた期間の中で捕獲をすること、狩猟免許を持った人が、それについては、狩猟という形で捕獲をすると能够と定められております。

狩猟の形以外で捕まえることなのですけれども、これを許可捕獲と言っておりまして、農林業被害がひどいので、個別に許可を得て、被害を及ぼしている鳥獣を捕獲するのが有害捕獲でございます。

もう一つは、個体数調整と言っておりますけれども、もともと全体の数が多過ぎて、さまざまな地域で被害を起こしているような場合は、計画的に数を減らしていくことを決める場合がありまして、これについては、個々の被害がなくても全体の数を減らしていくと、そのための捕獲の許可ができるということになっております。

下に、もっと詳しい狩猟と有害捕獲、個体数調整の3つのパターンが書いてありますけれども、狩猟の場合は、捕獲に際しての理由を問わない、つまり、狩猟という形で認められているという捕獲でありますが、有害捕獲の場合は、農林水産業等の被害防止のためという目的が限定されているという違いであるとか、あと、捕獲の手続、狩猟の場合は、個別には手續が要らない。一方で、有害捕獲の場合は許可の申請が必要ということになっております。

この場合、申請先が都道府県知事等となっておりますけれども、先ほどのような特措法で定められた計画をつくっている市町村だったり、あるいは地方自治法上の関係で、許可の権限を下ろしているところについては、この申請先が市町村長ということになっております。

この許可申請が必要という個別の手続ということではありますけれども、これは、一頭一頭捕るときに申請が必要ということではなくて、例えば、年間まとめてシカ何十頭、イノシシ何十頭ということを一度に捕獲の許可をとるということも可能でありまして、この辺は、何かしらの規制がかかっているというわけではありませんので、実情に応じて、自由にといいますか、必要最小限の範囲ですけれども、許可を出すことができるということになっております。

捕獲できる時期ですが、狩猟の場合は猟期、これが北海道以外は11月15日～2月15日と法律で定められておりまして、北海道は10月から1月ということですが、この期間の中しか狩猟はできないという限定がございます。

一方で、有害捕獲のほうは、許可さえ受ければ、年中いつでも可能であるということあります。

方法ですけれども、法定猟法によって狩猟が行われるわけですけれども、有害捕獲のほうは、法定猟法以外のものでも可ということになっておりまして、若干有害捕獲のほうが許可が必要なだけ、自由度があるというような感じになっております。

これが、狩猟と有害捕獲の差であります。

今まで、長期的に見ますと、狩猟をやっておられる方が多くいたころは、狩猟で相当とられていて、それで有害捕獲で捕ることももちろんあったのですけれども、それが近年になって、どんどん有害捕獲で捕る、許可で捕るほうが数としてはふえてきているという状況にあります。

私ども全国的な、特にシカとイノシシによる農林業被害あるいは生態系被害、生活被害のような非常に大きな被害の拡大に対応しまして、先の国会で鳥獣保護法の抜本的な改正をいたしました。

今回、資料は持ってきておりませんけれども、大きく言いますと、これまで、鳥獣保護法というのが、保護をベースに考えて制度がつくられていたものなのでありますけれども、シカとイノシシに関しては、非常に広範に被害が生じているということで、これらのもの、特別なものについては、しっかり減らしていくということを法律の中で位置づけていこうということでございます。

法律の名前も、これまででは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律という名前だったのですけれども、法律の目的の中に、鳥獣の管理、つまり減らすこと目的の中に入れたことに伴いまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というふうに法律の名前も変更しております。

さらに、これまで捕る、つまり狩猟をする方あるいは有害鳥獣捕獲で自営のために捕まえるという方がいらして、それぞれ一生懸命とていただきたいところ、それで収まっていた時期はもう過ぎて、それでも捕獲数が足りないという状況になっておりますので、公的に数を減らしていくということをやらなければいけないということで、県に指定管理鳥獣捕獲等事業というものができるという規定を置くことにいたしました。

指定管理鳥獣というのは、今、検討中でありますけれども、念頭にありますのは、ニホンジカとイノシシの2つを指定しようとしているのですけれども、これについては、都道府県みずから、あるいは国立公園のような場所であれば、国みずから捕獲事業をするのだということを明記いたしました。

なお、そういった捕獲事業をするための担い手の確保という意味で、認定事業者の制度を導入するといったようなことを今回の法改正で入れているところであります。

なお、担い手の確保という意味では、網猟免許と、わな猟免許については、取得年齢をこれまでの二十歳以上から 18 歳以上まで 2 歳引き下げるということも今回の法改正で変更したところであります。

今回、養父市さんのほうで御提案されていることでありますけれども、シカとイノシシについて、県知事による有害鳥獣捕獲許可がない場合でも、狩猟期間外に、わな猟に限定して捕獲を可能とするということでございますが、現状でも、養父市さんの方に、現在の有害鳥獣捕獲許可権限は、兵庫県知事から養父市長のほうに下りております。つまり、市長が申請者になることも可能ですので、市長が計画的に捕獲をする申請書をつくって、

市の中で決裁をして、市長がその許可証を発出するという作業を、年に1回していただければ、有害捕獲許可が出るという状況に、今、なっているはずです。その1回の手続もやめたいということなのかどうか、その辺がちょっとはつきりしませんでしたので、ぜひ、きょうはそのあたりのことも含めて、確認しながら議論していきたいと思っております。

説明は、以上であります。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今のお話は、有害捕獲であれば、市長にもう権限が下りているのだから、年に1回市長が、どれだけ、何頭であるかという数をきちんと決めて申請すれば、それでいいはずだと、そういうことになっているはずだということですね。

○中島課長 はい、そうです。ただ、全体の管理は県のほうで、県が司令塔になってやつていかなければいけないので、鳥獣行政は広域的な行政なものですから、それぞれの許可権限を市町村長に下ろしていても、例えば、ここではちょっと予定よりもとり過ぎてしまったとか、そういったときは、全体を調整する意味で県がある程度チェックを入れていくということが必要になります。あるいは、少な過ぎるのでもっと県がとらなければいけないとか、そういったことで、全体の捕獲状況を県が、基本的には常に把握している必要がありますので、そこは、年に1回、何についてどのぐらいとったのかというようなことがわかるような状況に、県のほうでなっていないと、科学的な、あるいは計画的な捕獲というのがなかなか難しくなっていくだろうというふうに思います。

○八田座長 こう考えてよろしいのでしょうか。有害捕獲の場合には、市に権限が下りている以上、そこで捕獲数や何かを決めてとることができ。そして、その計画数及び実績値を事後的に県に届ければ、県としては全体的な計画を立てることができると。

だから、事前に市長が決める数について県から許可を得る必要はなく、市長が許可した捕獲は事後的に県に報告すればいいのだと、そういうことですね。

○中島課長 はい。

○八田座長 どうぞ。

○藤原次長 これは、養父市長から、この前の区域会議でお話があったのですが、そこはどういう問題意識かというのを読み上げたいと思います。

「鳥獣被害は、今や農業、林業にとっての大きな脅威です。収穫前の被害であるとか、林業で言えば、植林後の植害、植生の单一化、生物多様化の消滅です。山が荒れる大きな原因の1つでもあります。

特に、シカ被害は大きなものがあり、兵庫県では年間3万5,000頭を捕獲目標にしており、養父市では、4,000頭を目標にいたしております。猟期だけでは捕獲できていないというのが現実でありますので、猟期以外においても、これは許可なくということだと思いますが、わな猟に限定して捕獲を可能とするものです。大きな社会問題になっておりますので、早急に、適正な生息数まで頭数管理を行うことが必要であると考えております。」

ということで、養父市のはうにも、また、きょうの御意見を踏まえて、確認をいろいろ

しないといけないと思うのですけれども、恐らく、最後におっしゃっている頭数管理のところが、恐らく市だけではなかなか難しいというか、一応、3万5,000分の4,000というのが目標としてはあるのでしょうか、やはりおっしゃっていただいた県が全体を最終的に管理しているというのがあって、県と市のそのあたりの調整が必ずしも円滑にいっていない可能性があるなという印象を受けています、このあたりは、各地、養父に限った話ではないと思うのですが、最後、おっしゃっていただいた、直接県から市にそのまま権限が下りるのだというところに留意点がいろいろつく理由というか、そこをもう少し円滑にできなかという問題意識で、何かお話がありましたら教えていただけますでしょうか。

○中島課長 このシカとイノシシの問題、特にシカが急激に、今、ふえていろんな被害をもたらしているのですけれども、一番大きな、この制度上の基盤になっているのは、ある程度、その生き物というのが広域に動くものですから、県の中で、どういうふうに分布をしていて、どこで被害を起こしていて、どれだけ減らしても地域的な絶滅をしないかというような基本的な計画を、やはりある程度の広域行政である県が司令塔となって計画をつくるというのが一番の基本になっています。

被害が出れば、捕ればいいというのが基本的な考え方ではあるのですけれども、生き物によっては、捕獲の方法によっては、かえって被害を分散させてしまうとか、あるいは、例えば中国地方のツキノワグマのように、全国的にふえているのだけれども、地域的には、少し絶滅のおそれがあるのだというようなものもありますので、その辺の計画を基本的には県がやることになっております。我々としては、県が司令塔になってやっていただきたいと。

それで、県境を越えるような問題も実はございまして、そういうときは、国がある程度イニシアティブをとって、数県にまたがる計画をつくっていくというようなこともやる場合がございます。

一番被害に遭遇している市町村の、あるいは住民の方々と県との関係でございますけれども、今、鳥獣保護法の中では、県が基本的に捕獲計画なりを、こちらの言葉で言うと、個体数調整と言っておりますけれども、この計画をつくるということになっていますが、県がみずから捕獲しているという県は、全国的に見ると、それほどまだ多くなくて、県の役割としては、今までは市町村あるいは狩猟で獵をする人がどれだけ捕るかを把握した上で、さらにとらなければいけないのか、あるいはとり過ぎだから少しセーブしなければいけないのかというような許認可上のコントロールをして、それで頭数を管理していたというのが、これまでの鳥獣保護法上の県の役割の実態でございました。

今回、法改正では、さらにもう一つ県に役割として、捕獲数が現状では足りないということであれば、みずから捕っていくという事業を、県みずからやるというところが、今回の大きな法改正の内容でございまして、これについては、特に全国的な問題であるところから、国からもその県に対して、捕獲事業に対して、何らかの支援をやるべきだという話が国会でもたくさんのお意見をいただきましたので、来年度予算に向けて、その県が行う

捕獲事業に対して、国として何か支援ができないかということは、今、検討中でございます。

ちょっと戻りまして、特措法ができたときに、特措法の計画主体は市町村であります。被害に一番近いということで、特措法でも、被害防止計画というものをつくることになっておりますので、特措法ができたときに、鳥獣保護法上の県の計画と、特措法上の市町村の計画をよく調整をとってやるようにということが出されまして、これは常々、我々は県に対して、農水省のほうは市町村に対して、この調整を県と市町村の計画の調整をよくとるようにということをお願いしているところですが、昨年、いろんな自治体からのヒアリングをしています、やはり、そこがちょっとまだうまくいっていないところがあるなということが散見されましたので、これについては、引き続き、我々は県に対して、農水省は市町村に対して、それぞれの計画上の調整をよくとるようにということは、お願いをしてまいりたいと考えております。

○藤原次長 ちょっと細かいようなのですけれども、各県が鳥獣保護事業計画というのをつくられて、それが許可基準とか、いろいろと細かく書いてございますね。これを、要するに市に、こういった事業計画書は、今、市はつくっているのですか。ここにある特措法上の被害防止計画と、この県がつくっている事業計画と市町村の被害防止計画と、これは法律も違うので、どういう体系になっているのか、わかりづらいのですけれども。

○中島課長 鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携という紙を、今、お配りしています。

先ほど、御説明いたしましたように、鳥獣保護法については、県のほうで鳥獣保護事業計画というものをつくって、これが基本の計画になるのですが、ただ、これは鳥獣保護全般のものを全部書いてありますので、シカとかイノシシのように、特別の対策をとらなければいけないようなものについては、特定鳥獣保護管理計画というものを、それにつくることになっておりまして、例えば、兵庫県の場合、シカ、イノシシについて、この特定鳥獣保護管理計画というものがつくられております。

一方、鳥獣被害防止特措法でありますけれども、これは、被害対策中心ですので、先ほど申し上げたように、市町村が被害防止計画というものを、県の仕事はなくて、農林水産大臣が定める基本指針にのっとって、直接被害防止計画をつくるということになっておって、この特定鳥獣保護管理計画と、被害防止計画の中で、この整合性をとるようにということが法律上明記されているということになっております。

そこの運用が、もう一つうまくいっていないかなというのが、今、我々の持っている印象でありますので、これは、引き続き、しっかり整合性をちゃんととつてやれるようにしていきたいと考えているということでございます。

○八田座長 これは、非常に単純に考えて、特措法がある以上、市でもって被害防止計画をとにかく立てると。そして、その計画及び実際の結果を県に報告する。そして、県は、それに基づいて、特定鳥獣保護管理計画との、さっきの集計したものとのずれについて、県が自分でもって、みずから足りないものをやると、そういう考えではだめなのですか。

そういうふうに整理すれば、市としては随分楽になりますね。

○中島課長 そうですが、県としては、最初に計画を立てて、その計画に基づいて、例えば、減らしていくなら減らしていくということをやりますので、特定鳥獣保護管理計画で定めた数量をどれだけ達成できるかということは、毎年、毎年の報告を受けながら調節をしていくことになりますけれども、基本的には、そういう報告がなければ、その調節ができませんし、このそれぞれの計画で整合性をとることもなかなか難しいものですから、基本的に県が持っているもともとの権限を市町村に下ろした上で、今回養父市はこうなっているのですけれども、市町村のほうで許可を出し、何頭許可を出し、何頭実際にとれたかということを改めて県に戻して、そこで調整を図るということになろうかと思います。

その許可が必要ないということになると、そもそも報告の義務もありませんし、誰がどれだけとったかということは、はっきりわからなくなるということになりますので、それは、なかなか計画的にやるということが難しくなる。

○八田座長 許可ではなくて、届出の義務を負わせれば、どうなのですか。

○中島課長 そうですね、届出の義務というふうにしても、余り手続上は変わらないのではないかと思うのですけれども、毎年1回とにかく被害を及ぼしているものについてはたくさん捕るということをあらかじめ決めて、毎年1回の手続をとることですので、それが許可申請という形と、報告という形とが、大体同じ時期にやられるということになると思いますので、年に1回のそういう計画の調整なり、そういう手續が、いずれにしても必要になるということだと思います。

○八田座長 届出ならば、とりたい量を決めたら、それは、すぐとれますね。そして、その量を届け出ればいいわけですが、許可となると、その許可まで待たなければまずいですね。

○中島課長 それは、そうですけれども、毎年のことですので、毎年、毎年、いつまでに許可をとることに大体なっていると思います、どの市町村でも、許可申請の手續の期間があるでしょうから、次の許可をすべき期間までに手續をすれば、継続的にどんどん捕獲ができるということだと思います。

○八田座長 ということは、市が言ってきた量に対して、許可は自動的に下りるから、届出と実効的には同じものだと、そういうことですか。

○中島課長 自動的といいますか、実態的には、自動的に近くなっていると思います。幾つかのチェックポイントがあると思うのですけれども、許可捕獲をもともとするときに、捕獲の方法が危なくないかというようなことはチェックすることに、法律上はなっていますので、それは、チェックをすることにはなりますが、ただ、毎年、毎年、同じようなやり方でやるということであれば、ほぼ自動的に許可になっているはずです。

○藤原次長 実績として、届出にかわって市町村が、捕獲許可を出している件数とかというのは、どのぐらいの定量的な数字だか、わかりますか。それは、かなりあると考えてい

いのですか、あるいは、これからという感じなのですか。

○中島課長 いや、かなりあると思います。被害がひどいところは、相当市町村長にその権限が下りていると思います。

○藤原次長 もう既に下ろしていて、実際に市町村が許可を出しているケースというのはあると考えていいのですか。

○中島課長 そのとおりです。

○藤原次長 そうすると、養父市ときちんと事実関係を整理しますけれども、やはり整合性というところで、恐らく養父市独自で、それなりに計画をつくるというのは、コストの問題が発生するのかもしれません。

○中島課長 被害防止計画自体は1回つくれば、それで3年か、毎年の許可は、もっと簡単なもので申請ができますので。

○藤原次長 事業計画は、5年間ぐらいのタームでつくっているではないですか、それを、要するに都道府県からそのまま市町村にストレートに下ろせるかどうかという話だけだと思うのですけれども。

○中島課長 計画は都道府県のもので、計画自体は下ろせないです。その計画に基づいて個々の捕獲許可をする、その捕獲許可の権限を市町村に下ろしていることが相当多いということですね。

○八田座長 先ほどの藤原次長が読まれたもので、一番、養父市が問題にしているのは、許可される期間が制限されているということのようなのですが、それは、県のほうで許可する期間を決めているからということですか。

○中島課長 現状では、一般的には有害鳥獣捕獲の期間を限定するということはしないはずなのですけれども、兵庫県の許可基準の中に、ニホンジカとイノシシについては、原則として3ヶ月以内と書いてありますね。だから、これを変えてもらえば、それでいいということかもしれません。

○藤原次長 これは、逆に県で決めていることを市が別途の計画で覆すことは、今の体系ではできないですかね。県に働きかけないと、そこはできない。

○中島課長 そうですね、働きかけないとできない。

○藤原次長 だか、そこは独自に特区でやらせてほしいと、多分、そこでニーズが出てくるのではないでしょうかね。そこは、どうしたらいいのですかね。

○中島課長 そこは、もうそれぞれの県ごとにいろいろ事情があるので、我々としてこうしなければいけないというのは余りなくて、うまくやってくださいということしか。

○藤原次長 県と市の関係でうまくできないから、こういう要望になるのだと思うのですね。

○中島課長 ただ、兵庫県は、特にシカの被害については、全国的にも幾つかの指に入るぐらいのひどい状況なので、どうしてこういう制限をしているのか、ちょっと私には理解できないですけれども。

○藤原次長 何か県は県で合理性があるのででしょうね。

○中島課長 一般的には、特に被害がひどくなってくれば、どんどん規制を外して、いつでも、どこでもとれるようにしてしまうというのが一般的なやり方ですし、そういうふうになっているのが普通なのですけれども。

○八田座長 そうすると、市に許可権限を移譲する場合には、期間については市の権限になるというふうに最初から書いてあれば、すごく便利ですね。県が所管するものについては県がいろいろ期間を決めたらいいけれども、一応、権限移譲しているものについては、市がその期間も含めて、自分でもって決めることができるということになっていれば、随分すっきりしますね。

○中島課長 そうですが、何か限定している理由が、県のほうに聞いてみないと、ちょっと具体的にどんな事情があるのかがわからないので。

○八田座長 兵庫県としても、市に権限を落としているのは、全ての市に権限を落としているわけではないわけでしょう。養父市に対しては落としているし、幾つかのところには落としているけれども。

○中島課長 少なくとも特措法上の被害防止計画をつくっている市町村については下りているはずですし、それ以外のところでも下ろしている場合が結構ありますので。

○八田座長 直接管理しているところについては、県としては期間を決めたいということなのかもしれないですね。

○中島課長 なのかもしないですが、ただ、ニホンジカとイノシシは、市町村に許可権を下ろしていると、計画上書いてありますので、全ての市町村に恐らく下ろしているのだと思います。

○藤原次長 まさに下ろしていても、この事業計画でいろいろ縛りがかかっているからということなのですね。

だから、そこは逆に言うと、最もドラスティックな議論としては、今回の市に権限を下ろす際に、事業計画の一部に関しては、そこは事業計画の記載にかかわらず、独自の計画を市につくっていいというところまでの特例措置をとらないと、なかなか地域の事情も解決しないという整理なのではないでしょうかね。

○八田座長 恐らく、そういうことができれば、実効性が上がるし、実際に鳥獣被害も減るし、それから県としても何かいろいろ面倒くさい手続をしなくて済むのでいいのかもしれないですね。

○中島課長 我々としては不思議な感じなので、この許可の期間を3ヵ月以内に限定しているという理由等について、県のほうにも聞いてみたいと思います。

○八田座長 では、そういうことでよろしくお願ひします。あと、ほかにござりますか。

それでは、こここのところについて、実態面で養父市のほうが、期間についても自由になるような方策というのは、どういうふうな方策をとればいいかということを御検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。